

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 1 0 号

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部
を改正する条例

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 三田福祉ホーム（第99条～第106条）

第6節及び第7節 削除」

を

「第5節から第7節まで 削除」

に改める。

第4条第5号から第7号までを次のように改める。

(5)から(7)まで 削除

第3章第5節から第7節までを次のように改める。

第5節から第7節まで 削除

第99条から第127条まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に三田福祉ホームに入居した者に係る光熱水費等の費用の負担については、なお従前の例による。